



発行 新潟県

号外 3

平成27年 3月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 24 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 25 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）
- 26 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）
- 27 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則（人事課）

訓 令

- 4 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正（人事課）

規 則

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第24号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 新潟県病院事業管理者 <u>68万5,000円</u>	(2) 新潟県病院事業管理者 <u>68万円</u>

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第25号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務管理部)</p> <p>第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～市町村課 (略) 地域政策課 特定地域振興班 雪対策室 情報政策課～管財課 (略) 総務事務センター 管理・支援係 給与支給係 旅費支給係 <u>教育 給与支給係</u> 2～4 (略)</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 安全・安心なまちづくり班 交通安全対策室 <u>新潟暮らし推進課</u> <u>人口問題対策班 U・Iターン促進班</u> 消費者行政課～男女平等社会推進課 (略) 震災復興支援課 計画調整係 復興事業支援係 <u>広域支援対策室</u></p> <p>環境企画課・環境対策課 (略) 廃棄物対策課 資源循環推進係 産業廃棄物係 不法投棄対策室</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健課・国保・福祉指導課 (略)</p>	<p>(総務管理部)</p> <p>第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～市町村課 (略) 地域政策課 <u>交流・定住促進班</u> 特定地域振興班 雪対策室 情報政策課～管財課 (略) 総務事務センター 管理・支援係 給与支給係 旅費支給係 <u>学校 給与支給係 学校旅費支給係</u> 2～4 (略)</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 安全・安心なまちづくり班 <u>人口問題対策室</u> 交通安全対策室</p> <p>消費者行政課～男女平等社会推進課 (略) 震災復興支援課 計画調整係 復興事業支援係 <u>広域支援対策課</u> <u>企画調整係 支援係</u> 環境企画課・環境対策課 (略) 廃棄物対策課 資源循環推進係 産業廃棄物係 <u>放射能汚染廃棄物係</u> 不法投棄対策室</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健課・国保・福祉指導課 (略)</p>

医務薬事課
地域医療係 医療指導係 薬務係 薬事指導係

基幹病院整備室

魚沼班 県央班

医師・看護職員確保対策課～児童家庭課 (略)

(産業労働観光部)

第6条の6 産業労働観光部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課

総務係 予算係 団体・小規模企業支援室 産業金融室

産業振興課

新分野育成係 技術振興係 新エネルギー資源開発室

商業・地場産業振興課

商業振興係 地場産業振興室

産業立地課 (略)

労政雇用課

企画調整係 雇用対策班

職業能力開発課～観光振興課 (略)

2・3 (略)

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～林政課 (略)

治山課

治山係 技術管理・災害班 緑化係 森林計画係 森林保全係

2 (略)

(交通政策局)

第6条の10 交通政策局に次の課、室、係及び班を置く。

交通政策課

総務班 交通企画班 地域交通班

港湾振興課～空港課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局 (略)

総務管理部

財政課～法務文書課 (略)

大学・私学振興課

(1)～(4) (略)

医務薬事課

地域医療係 医療指導係 薬務係 薬事指導係
魚沼基幹病院設立準備室

医師・看護職員確保対策課～児童家庭課 (略)

(産業労働観光部)

第6条の6 産業労働観光部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課

総務係 予算係 商工団体係 産業金融室

産業振興課

地域産業係 技術振興係 新分野育成係 新エネルギー資源開発室

商業振興課

商業振興係 金融係

産業立地課 (略)

労政雇用課

労働福祉・雇用均等係 労働経済係 雇用対策班

職業能力開発課～観光振興課 (略)

2・3 (略)

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～林政課 (略)

治山課

治山係 技術管理・災害班 緑化係 森林計画係 森林保全係 全国植樹祭推進室

2 (略)

(交通政策局)

第6条の10 交通政策局に次の課、室、係及び班を置く。

交通政策課

総務班 交通企画班 地域交通班 並行在来線企画室

港湾振興課～空港課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局 (略)

総務管理部

財政課～法務文書課 (略)

大学・私学振興課

(1)～(4) (略)

(5) 総合教育会議に関する事項
 市町村課～総務事務センター (略)
 県民生活・環境部
 県民生活課
 (1)～(7) (略)

(8) (略)
 (9) (略)
 (10) (略)
 (11) (略)
 (12) (略)

新潟暮らし推進課
 (1) 新潟暮らしの推進に関する事項
 (2) 新潟県人口問題対策会議に関する事項
 消費者行政課～男女平等社会推進課 (略)
 震災復興支援課
 (1)・(2) (略)

(3) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項

環境企画課
 (1)～(9) (略)

(10) フロン類の管理の適正化に関する事項
 (11) (略)
 (12) (略)

環境対策課・廃棄物対策課 (略)
 防災局 (略)
 福祉保健部
 福祉保健課
 (1)～(11) (略)

(12) 生活困窮者の自立支援に関する事項
 (13) (略)
 (14) (略)
 (15) (略)
 (16) (略)
 (17) (略)
 (18) (略)

国保・福祉指導課
 (1) (略)
 (2) 社会福祉施設及び社会福祉法人等に関する指導監査に関する事項 (市町村立の保育所、幼児連携型認定こども園及び児童厚生施設を除く。)
 (3)～(7) (略)

医務薬事課
 (1) 地域医療体制の整備に関する事項 (基幹病院整備室の所管に属する事項を除く。)
 (2)～(7) (略)

基幹病院整備室

市町村課～総務事務センター (略)
 県民生活・環境部
 県民生活課
 (1)～(7) (略)

(8) 新潟県人口問題対策会議に関する事項
 (9) (略)
 (10) (略)
 (11) (略)
 (12) (略)
 (13) (略)

消費者行政課～男女平等社会推進課 (略)
 震災復興支援課
 (1)・(2) (略)

広域支援対策課
東日本大震災による避難者の支援に関する事項
 環境企画課
 (1)～(9) (略)

(10) 国際標準化機構の規格14001の認証の取得及び運用に関する事項
 (11) フロン類の回収に関する事項
 (12) (略)
 (13) (略)

環境対策課・廃棄物対策課 (略)
 防災局 (略)
 福祉保健部
 福祉保健課
 (1)～(11) (略)

(12) (略)
 (13) (略)
 (14) (略)
 (15) (略)
 (16) (略)
 (17) (略)

国保・福祉指導課
 (1) (略)
 (2) 社会福祉施設及び社会福祉法人等に関する指導監査に関する事項 (市町村立の保育所及び児童厚生施設を除く。)
 (3)～(7) (略)

医務薬事課
 (1) 地域医療体制の整備に関する事項
 (2)～(7) (略)

- (1) 魚沼基幹病院に関する事項
- (2) 県央基幹病院に関する事項
 医師・看護職員確保対策課～児童家庭課
 (略)
 産業労働観光部
 産業政策課
- (1)～(5) (略)
- (6) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項
- (7) 産業金融に関する事項
- (8) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (債権管理等に関するものに限る。)
- (9) 貸金業に関する事項
- (10) (略)
- (11) (略)
 産業振興課

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
 商業・地場産業振興課
- (1)～(4) (略)
- (5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (産業政策課の所管に属する事項を除く。)
- (6) 地場産業の振興に関する事項
- (7) 下請中小企業の振興に関する事項
- (8) 県産品の販路拡大に関する事項
 産業立地課～観光振興課 (略)
 農林水産部
 農業総務課～林政課 (略)
 治山課
- (1)～(10) (略)
- (11) (略)
 農地部
 農地管理課～農地整備課 (略)
 農村環境課
- (1)～(5) (略)
- (6) 多面的機能支払交付金に関する事項

- 医師・看護職員確保対策課～児童家庭課
 (略)
 産業労働観光部
 産業政策課
- (1)～(5) (略)
- (6) 産業金融に関する事項 (商業振興課の所管に属する事項を除く。)
- (7) (略)
- (8) (略)
 産業振興課
- (1) 地域産業の振興に関する事項 (商業振興課の所管に属する事項を除く。)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) 下請中小企業の振興に関する事項
- (6) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (商業振興課の所管に属する事項を除く。)
- (7) 県産品の販路拡大に関する事項 (商業振興課の所管に属する事項を除く。)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
 商業振興課
- (1)～(4) (略)
- (5) 中小企業の高度化資金等 (商業に係るものに限る。)の貸付けに関する事項
- (6) 中小企業の金融に関する事項
- (7) 貸金業に関する事項
 産業立地課～観光振興課 (略)
 農林水産部
 農業総務課～林政課 (略)
 治山課
- (1)～(10) (略)
- (11) 森林国営保険に関する事項
- (12) (略)
- (13) 全国植樹祭の開催に関する事項
 農地部
 農地管理課～農地整備課 (略)
 農村環境課
- (1)～(5) (略)
- (6) 農地・水・環境保全向上対策に関する事項

土木部 (略)
 交通政策局
 交通政策課
 (1)～(3) (略)
 (4) 鉄道の整備促進及び利用活性化に関する事項
 (5) (略)

港湾振興課～空港課 (略)
 出納局 (略)
 2 (略)

(組織)
第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。
 (1)～(8) (略)
 (9) 柏崎地域振興局
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課
 庶務係 行政係
 用地課～ダム管理課 (略)
 (10)～(12) (略)
 2～4 (略)
 5 新潟地域振興局新潟港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課～工務課 (略)
 6・7 (略)
 8 上越地域振興局直江津港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課
庶務係 業務係
 工務課
 9～14 (略)

(分掌事務)
第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課 (略)
 地域保健課
 (1) 健康づくり推進対策に関する事項(併置される保健所の地域保健課の所管に属する事項を除く。次号から第7号まで及び第9号から第19号までにおいて同じ。)
 (2)～(19) (略)
 衛生環境課 (略)

土木部 (略)
 交通政策局
 交通政策課
 (1)～(3) (略)
 (4) 新幹線鉄道の整備促進に関する事項
 (5) (略)
 (6) 並行在来線の運営の企画に関する事項
 港湾振興課～空港課 (略)
 出納局 (略)
 2 (略)

(組織)
第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。
 (1)～(8) (略)
 (9) 柏崎地域振興局
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課
 庶務係 建設業係 行政係
 用地課～ダム管理課 (略)
 (10)～(12) (略)
 2～4 (略)
 5 新潟地域振興局新潟港湾事務所に次の課及び係を置く。

庶務課
庶務係
 業務課～工務課 (略)
 6・7 (略)
 8 上越地域振興局直江津港湾事務所に次の課及び係を置く。

庶務課
庶務係
 業務課
 業務係
 工務課
 9～14 (略)

(分掌事務)
第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課 (略)
 地域保健課
 (1) 健康づくり推進対策に関する事項(併置される保健所の地域保健課の所管に属する事項を除く。次号から第9号まで及び第11号から第22号までにおいて同じ。)
 (2)～(19) (略)
 衛生環境課 (略)

- 農林振興部・地域整備部 (略)
- 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 企画振興部・県税部 (略)
- 健康福祉環境部
- 庶務課～地域福祉課 (略)
- 地域保健課
- (1) 健康づくり推進対策に関する事項(併置される保健所の地域保健課の所管に属する事項を除く。次号から第7号まで及び第9号から第11号までにおいて同じ。)
- (2)～(11) (略)
- 医薬予防課・生活衛生課 (略)
- 環境センター
- 環境課
- (1)～(16) (略)
- (17) フロン類の管理の適正化に関する事項
- 検査課 (略)
- 児童・障害者相談センター (略)
- 農業振興部～地域整備部 (略)
- 3～15 (略)
- 16 新潟地域振興局新潟港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 業務課
- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 入札及び契約に関する事項
- (3) 海員及び港湾労働者の福利厚生に関する事項
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) 他課に属しない事項
- 開発課・工務課 (略)
- 17・18 (略)
- 19 上越地域振興局直江津港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 業務課
- (1) 直江津港湾事務所所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

- 農林振興部・地域整備部 (略)
- 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 企画振興部・県税部 (略)
- 健康福祉環境部
- 庶務課～地域福祉課 (略)
- 地域保健課
- (1) 健康づくり推進対策に関する事項(併置される保健所の地域保健課の所管に属する事項を除く。次号から第9号まで及び第11号から第13号までにおいて同じ。)
- (2)～(11) (略)
- 医薬予防課・生活衛生課 (略)
- 環境センター
- 環境課
- (1)～(16) (略)
- (17) フロン類の回収に関する事項
- 検査課 (略)
- 児童・障害者相談センター (略)
- 農業振興部～地域整備部 (略)
- 3～15 (略)
- 16 新潟地域振興局新潟港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 庶務課
- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 入札及び契約に関する事項
- (3) 海員及び港湾労働者の福利厚生に関する事項
- (4) 他課に属しない事項
- 業務課
- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- 開発課・工務課 (略)
- 17・18 (略)
- 19 上越地域振興局直江津港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 庶務課
- (1) 直江津港湾事務所所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸に係る入札及び契約に関する事項
- (3) 海員及び港湾労働者の福利厚生に関する事項
- (4) 直江津港湾事務所内の他課に属しない事項
- 業務課

(2) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸に係る入札及び契約に関する事項

(3) 海員及び港湾労働者の福利厚生に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 直江津港湾事務所内の他課に属しない事項
工務課 (略)

20～24 (略)

(組織及び分掌事務)

第29条 新発田、三条、長岡及び南魚沼の各福祉事務所に地域福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護の決定及び実施に関する事項（社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により福祉事務所が行うものに限る。以下次号及び第3号において同じ。）

(2)・(3) (略)

(4) 生活困窮者の自立支援に関する事項

2 新津地域福祉事務所に総務福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。
(略)

3 (略)

(組織及び分掌事務)

第35条 新発田食肉衛生検査センターに管理業務課、衛生指導課及び食鳥検査課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。
管理業務課

(1)・(2) (略)

(3) 食肉衛生に係る調査研究に関する事項

(4) 他課に属しない事項

衛生指導課

(1) と畜場の衛生保持に関する事項

(2) 食肉衛生の監視指導に関する事項

(3) と畜検査に係る精密検査に関する事項

(4) 食肉中に残留する医薬品等の精密検査に関する事項
食鳥検査課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

工務課 (略)

20～24 (略)

(組織及び分掌事務)

第29条 新発田、三条、長岡及び南魚沼の各福祉事務所に地域福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護の決定及び実施に関する事項（社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により福祉事務所が行うものに限る。以下この項において同じ。）

(2)・(3) (略)

2 新津福祉事務所に企画福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。
(略)

3 (略)

(組織及び分掌事務)

第35条 新発田食肉衛生検査センターに管理業務課及び食鳥検査課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。
管理業務課

(1)・(2) (略)

(3) と畜場の衛生保持に関する事項

(4) 食肉衛生の監視指導に関する事項

(5) 食鳥検査課に属しない事項

(6) と畜検査及び食鳥検査に係る精密検査に関する事項

(7) 食肉中に残留する医薬品等の精密検査に関する事項

(8) 食肉衛生に係る調査研究に関する事項

(9) 認定小規模食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第16条第3項に規定する食鳥処理場をいう。以下同じ。）の指導監督に関する事項
食鳥検査課

(1) (略)

(2) 食鳥処理場の衛生保持及び指導監督に関する事項

(3) 食鳥検査に係る精密検査に関する事項

2 長岡食肉衛生検査センターに管理業務課及び精密検査課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

管理業務課

(1)・(2) (略)

(3) と畜場の衛生保持に関する事項

(4)・(5) (略)

精密検査課

(1)～(3) (略)

(4) 認定小規模食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第16条第2項に規定する食鳥処理場をいう。）の衛生保持及び指導監督に関する事項

(組織)

第52条 家畜保健衛生所に次の課及び係を置く。

(1) (略)

(2) 下越家畜保健衛生所
企画指導課

防疫課

(3) 中越及び上越の各家畜保健衛生所
企画指導課
庶務係
防疫課

(組織及び分掌事務)

第131条 (略)

2 (略)

3 三条テクノスクールに庶務課、訓練課及び能力開発支援課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

訓練課 (略)

能力開発支援課

(1) 短期課程の職業訓練に関する事項

(2) 事業主等の行う職業訓練に関する事項

(3) 職業訓練指導員試験及び技能検定の援助及び協力に関する事項

(4) 無料職業紹介事業に関する事項

4 (略)

(組織)

(1) (略)

(2) 食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）の衛生保持及び指導監督に関する事項

2 長岡食肉衛生検査センターに管理業務課及び精密検査課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

管理業務課

(1)・(2) (略)

(3) と畜場及び食鳥処理場の衛生保持に関する事項

(4)・(5) (略)

精密検査課

(1)～(3) (略)

(4) 認定小規模食鳥処理場の指導監督に関する事項

(組織)

第52条 家畜保健衛生所に次の課及び係を置く。

(1) (略)

(2) 下越、中越及び上越の各家畜保健衛生所
企画指導課
庶務係
防疫課

(組織及び分掌事務)

第131条 (略)

2 (略)

3 三条テクノスクールに庶務課、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

訓練第1課 (略)

訓練第2課

第1項に規定する訓練第2課の分掌事務
開発援助課

第1項に規定する開発援助課の分掌事務

4 (略)

(組織)

第157条 流域下水道事務所に次の課及び係を置く。
 庶務課 (略)
工務課
 施設課

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)
工務課

- (1) 流域下水道工事の執行に関する事項（施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）
- (2) 流域下水道施設の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

施設課 (略)

第174条 (略)

(統計企画員)

第174条の2 総務管理部統計課に統計企画員を置く。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

- 2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部基幹病院整備室、医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(専門相談員)

第157条 流域下水道事務所に次の課及び係を置く。
 庶務課 (略)
工務第1課
工務第2課
 施設課

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)
工務第1課

- (1) 流域下水道工事（信濃川下流流域及び西川流域に係るものに限る。）の執行に関する事項（施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）
- (2) 流域下水道施設（信濃川下流流域及び西川流域に係るものに限る。）の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

工務第2課

(1) 流域下水道工事（工務第1課の所管に属するものを除く。）の執行に関する事項（施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(2) 流域下水道施設（工務第1課の所管に属するものを除く。）の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

施設課 (略)

第174条 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

- 2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民生活課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部医務薬事課、医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(専門相談員)

第199条 中央福祉相談センター及び精神保健福祉センターに専門相談員を置く。

(専門指導員等)

第201条 新潟学園に専門指導員を置く。

2 職業能力開発校に専門指導員、総括主任指導員及び主任指導員を置く。

(船長等)

第205条 (略)

2 (略)

3 佐渡地域振興局農林水産振興部の漁政課に漁業調整員を置く。

(用地調整員)

第208条 地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部、新潟地域振興局新津農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部、新潟地域振興局新津農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、地域振興局の地域整備部及び新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課に行政専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名 称	担任する事務	設置規定

第199条 精神保健福祉センターに専門相談員を置く。

(専門指導員等)

第201条 職業能力開発校に専門指導員、総括主任指導員及び主任指導員を置く。

(船長等)

第205条 (略)

2 (略)

(用地調整員)

第208条 地域振興局地域整備部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

第210条 削除

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名 称	担任する事務	設置規定

(略)	<p>(略)</p> <p><u>新潟県歯科 技工士国家 試験委員</u> <u>歯科技工法の一部を 改正する法律(昭和 57年法律第1号)附 則第2条の規定によ る歯科技工士国家試 験の実施に関する事 務</u></p>
(略)	<p>(略)</p> <p><u>新潟県立高 等学校生徒 の自殺案件 に関する調 査委員会</u> <u>平成22年6月に新潟 県立高等学校の生徒 が自殺した案件につ いての調査及び検証</u></p> <p><u>新潟県立高等 学校生徒の自 殺案件に關す る調査委員会 条例(平成25 年新潟県条例 第28号)第1 条</u></p>
(略)	(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第213条の改正（新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第26号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(83) (略)</p> <p>(84) <u>食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものを除く。）</u>（知事が指定したものを除く。次号から第87号までにおいて同じ。）</p> <p>(84)の2 <u>食品表示法第6条第5項の規定により、指示（同条第1項の規定によるものに限る。）に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(84)の3 <u>食品表示法第7条の規定による公表（同法第6条第1項の規定による指示及び当該指示に係る同条第5項の規定による命令に係るものに限る。）を行うこと。</u></p> <p>(85) <u>食品表示法第8条第1項及び第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。</u></p> <p>(86) <u>食品表示法第12条第1項の規定による申出を受けること。</u></p> <p>(87) <u>食品表示法第12条第3項の規定により、必要な調査を行い、適切な措置をとること。</u></p> <p>(88)～(184) (略)</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(83) (略)</p> <p>(84) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の14第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p>(84)の2 <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14第4項の規定により、指示（同条第1項の規定によるものに限る。）に係る措置をとるべきことを命ずること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p>(84)の3 <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14の2の規定による公表（同法第19条の14第1項の規定による指示及び当該指示に係る同条第4項の規定による命令に係るものに限る。）を行うこと（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p>(85) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査させること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p>(86) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第21条の2第1項の規定による申出を受けること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p>(87) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第21条の2第2項の規定により、必要な調査を行い、適切な措置をとること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p>(88)～(184) (略)</p>

(185) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による道路(県が管理する一般国道及び県道並びに市町村が管理する市町村道をいう。次号において同じ。)について、道路管理者に工事施行の承認の申請をすること。

(186)～(200) (略)

(201) 道路法第22条第1項の規定により、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の施行を命ずること(橋りょうの新設及び架換えを除く。)

(202) 道路法第24条の規定により、道路に関する工事又は維持の承認をすること。

(203)～(226) (略)

(227) 新潟県道路工事承認規則第4条の規定による変更承認申請書の受理及び承認をすること。

(228) 新潟県道路工事承認規則第6条の規定により、完了届兼引渡書の受理並びに同条の規定による完了検査及び物件の引渡しを受けること。

(229)～(257) (略)

(258) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第18条第2項第4号の規定による意見書を交付すること(県管理道路に係るものに限り、かつ、同法第16条の規定により事業の認定を受けようとする事業により県管理道路の橋りょうが新設され、又は架け換えられる場合を除く。)

(259)～(544) (略)

2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(39) (略)

(40)から(43)まで (略)

(44)～(61) (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(66)の6 (略)

(185) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による道路(県が管理する一般国道及び県道並びに市町村が管理する市町村道をいう。次号において同じ。)について、道路管理者に工事施行の承認の申請をすること(県が管理する一般国道及び県道についての橋りょうの新設及び架換え並びに道路の移設を除く。)

(186)～(200) (略)

(201) 道路法第22条第1項の規定により、他の工事(農業用工作物に係るものに限る。)又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の施行を命ずること。

(202) 道路法第24条の規定により、道路に関する工事又は維持の承認をすること(橋りょうの新設及び架換え並びに道路の移設を除く。)

(203)～(226) (略)

(227) 新潟県道路工事承認規則第4条の規定による変更承認申請書の受理及び承認をすること(橋りょうの新設及び架換え並びに道路移設の承認の変更を除く。)

(228) 新潟県道路工事承認規則第6条の規定により、完了届兼引渡書の受理並びに同条の規定による完了検査及び物件の引渡しを受けること(橋りょうの新設及び架換え並びに道路の移設の引渡しを受けることを除く。)

(229)～(257) (略)

(258) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第18条第2項第4号の規定による意見書を交付すること(県管理道路に係るものに限り、かつ、同法第16条の規定により事業の認定を受けようとする事業により県管理道路の橋りょうが新設され、又は架け換えられる場合及び県管理道路が移設される場合並びに当該事業により建設される施設が県管理道路と立体交差する場合を除く。)

(259)～(544) (略)

2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(39) (略)

(40)及び(41) (略)

(42) 森林国営保険法施行令(昭和28年政令第245号)第8条の規定により、損害発生通知の受理をすること。

(43) 森林国営保険法施行令第9条の規定により、保険損害の実地調査(知事が指定したものを除く。)をすること。

(44)～(61) (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(66)の6 (略)

(66)の7 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第17条の規定により、第1種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること。

(66)の8 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第18条第1項の規定により、第1種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

(66)の9 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第18条第2項の規定による公表を行うこと。

(66)の10 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第18条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の11 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第48条の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすること。

(66)の12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第1項から第4項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

(66)の13 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第5項の規定により、フロン類の充填、回収及び運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

(66)の14 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第6項の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。

(66)の15 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第7項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の16 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第91条の規定により、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めること。

(66)の17 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第1項の規定により、職員に、第1種特定製品の管理者等の事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させること。

(66)の18 (略)

(66)の19 (略)

(66)の20 (略)

(66)の21 (略)

(66)の22 (略)

(67) (略)

(68) 土壌汚染対策法第3条第3項の規定によ

(66)の7 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第23条の規定により、フロン類の回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすること。

(66)の8 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第24条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

(66)の9 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第24条第3項の規定により、フロン類の回収及び運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

(66)の10 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第24条第4項の規定により、フロン類の回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。

(66)の11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第24条第5項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の12 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第43条の規定により、フロン類の引渡し又は回収の実施の状況等に関し報告を求めること。

(66)の13 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第44条第1項の規定により、職員に、第1種特定製品整備者等の事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させること。

(66)の14 (略)

(66)の15 (略)

(66)の16 (略)

(66)の17 (略)

(66)の18 (略)

(67) (略)

(68) 土壌汚染対策法第3条第2項の規定によ

り、土地の所有者等に対し、通知すること。
 (69) 土壤汚染対策法第3条第4項の規定により、同条第1項に規定する者が報告をせず、又は虚偽の報告をしたときに、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。
 (69)の2 土壤汚染対策法第3条第5項の規定による土地の利用の方法の変更の届出を受理すること。
 (69)の3 土壤汚染対策法第3条第6項の規定により、同条第1項ただし書の確認を取り消すこと。
 (69)の4～(136)の4 (略)
 (136)の5及び(136)の6 削除

(136)の7～(136)の61 (略)
 (136)の62 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第16条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の届出を受理すること。
 (136)の63 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者等に対して、報告を求め、又は職員に質問若しくは立入検査をさせること（市町村が設置する幼保連携型認定こども園に係るものに限る。次号から第136号の67までにおいて同じ。）。
 (136)の64 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条の規定により、必要な改善を勧告し、又は命令すること。
 (136)の65 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条の規定による変更の届出を受理すること。
 (136)の66 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定による報告を受理すること。
 (136)の67 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第2項の規定により、認定こども園の設置者に対し報告を求めること。

(137)～(155) (略)

(156) 宅地建物取引業法第72条第3項の規定により、宅地建物取引士から必要な報告を求めること（知事が指定したものを除く。）。

(157)～(212) (略)

4 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、柏崎、

り、土地の所有者等に対し、通知すること。
 (69) 土壤汚染対策法第3条第3項の規定により、同条第1項に規定する者が報告をせず、又は虚偽の報告をしたときに、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。
 (69)の2 土壤汚染対策法第3条第4項の規定による土地の利用の方法の変更の届出を受理すること。
 (69)の3 土壤汚染対策法第3条第5項の規定により、同条第1項ただし書の確認を取り消すこと。
 (69)の4～(136)の4 (略)

(136)の5 児童福祉法第34条の15の規定による家庭的保育事業に係る届出を受理すること。

(136)の6 児童福祉法第34条の17第1項の規定により、家庭的保育事業を行う市町村に対して、報告を求め、又は職員に質問若しくは立入検査をさせること。

(136)の7～(136)の61 (略)

(137)～(155) (略)

(156) 宅地建物取引業法第72条第3項の規定により、宅地建物取引主任者から必要な報告を求めること（知事が指定したものを除く。）。

(157)～(212) (略)

4 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、柏崎、

上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 海岸法第10条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。次号から第9号まで、第10号の2及び第10号の3において同じ。)の規定による国等のする行為(兼用工作物に係るものを除く。)について同意をすること。

(4) (略)

(5) 海岸法第12条第4項の規定により、あらかじめ公告して必要な措置を行い、又は行わせること(同法第5条第3項及び第4項の規定により港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行う区域に係るものを除く。次号から第10号の3までにおいて同じ。)

(6) 海岸法第12条第5項の規定により、他の施設等を保管すること。

(7) 海岸法第12条第6項の規定により、他の施設等の保管に係る公示をすること。

(8) 海岸法第12条第7項の規定により、保管した他の施設等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(9) 海岸法第12条第8項の規定により、保管した他の施設等を廃棄すること。

(10) (略)

(10)の2 海岸法第23条第1項の規定により、災害時における現場の土地の使用、土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用、車両、運搬具等の使用又は工作物その他の障害物の処分をすること。

(10)の3 海岸法第23条第2項の規定により、災害時においてその付近に居住する者又は現場にある者を当該業務に従事させること。

(11)～(49) (略)

5～10 (略)

(福祉事務所長への委任)

第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(23) (略)

(24) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第5条第1項の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。

(25) 生活困窮者自立支援法第6条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業に係る支援を決定すること。

(26) 生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。

上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 海岸法第10条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。次号から第9号までにおいて同じ。)の規定による国等のする行為(兼用工作物に係るものを除く。)について同意をすること。

(4) (略)

(5) 海岸法第12条第3項の規定により、あらかじめ公告して必要な措置を行い、又は行わせること(同法第5条第3項及び第4項の規定により港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行う区域に係るものを除く。次号から第10号までにおいて同じ。)

(6) 海岸法第12条第4項の規定により、他の施設等を保管すること。

(7) 海岸法第12条第5項の規定により、他の施設等の保管に係る公示をすること。

(8) 海岸法第12条第6項の規定により、保管した他の施設等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(9) 海岸法第12条第7項の規定により、保管した他の施設等を廃棄すること。

(10) (略)

(11)～(49) (略)

5～10 (略)

(福祉事務所長への委任)

第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(23) (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及び新星学園長に委任する。

(1)～(6) (略)

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号) 第119条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第120条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第123条及び新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成27年新潟県条例第27号) 第7条の規定により、運営規程を定めること。

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第125条において準用する同令第23条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第125条において準用する同令第29条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第125条において準用する同令第91条の規定により、協力医療機関を定めること。

3・4 (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(124) (略)

(125) 食品衛生法第28条第1項 (同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること (しば

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及び新星学園長に委任する。

(1)～(6) (略)

(7) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第70号) 第105条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。

(8) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第106条第4項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。

(9) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第109条の規定により、運営規程を定めること。

(10) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第111条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(11) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第111条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(12) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第111条において準用する同条例第94条の規定により、協力医療機関を定めること。

3・4 (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(124) (略)

(125) 食品衛生法第28条第1項 (同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨時検査又は収去をさせること (阿賀

<p>たパッカーズ株式会社、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものを除く。次号、第128号及び第129号において同じ。)</p> <p>(126)～(130)の4 (略)</p> <p><u>(130)の5 食品表示法第6条第1項又は第3項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（アレルギー、消費期限その他の国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。次号から第130号の10までにおいて同じ。）。</u></p> <p><u>(130)の6 食品表示法第6条第5項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(130)の7 食品表示法第6条第8項の規定により、必要な措置をとるべきこと又は業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(130)の8 食品表示法第8条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。</u></p> <p><u>(130)の9 食品表示法第12条第1項又は第2項の規定による申出を受けること。</u></p> <p><u>(130)の10 食品表示法第12条第3項の規定により、必要な調査を行い、適切な措置をとること。</u></p> <p>(131)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(食肉衛生検査センター所長への委任)</p> <p>第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。</p> <p>(1)～(7)の4 (略)</p> <p>(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして<u>臨検検査</u>又は収去をさせること（<u>しばたパッカーズ株式会社、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものに限る。次号から第10号の2までにおいて同じ。</u>）。</p> <p>(9)～(21) (略)</p>	<p><u>北食肉センター、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものを除く。次号、第128号及び第129号において同じ。)</u></p> <p>(126)～(130)の4 (略)</p> <p>(131)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(食肉衛生検査センター所長への委任)</p> <p>第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。</p> <p>(1)～(7)の4 (略)</p> <p>(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして<u>立入検査</u>又は収去をさせること（<u>阿賀北食肉センター、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものに限る。次号から第10号の2までにおいて同じ。</u>）。</p> <p>(9)～(21) (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第27号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア 局本庁の次長、<u>参事</u>、課長、業務指導監、課長補佐、副参事及び経営企画員</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理</u>、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、<u>緩和ケアセンター長</u>、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、<u>看護部長心得</u>、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、副救命救急センター長、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、参事及び副参事</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア 局本庁の次長、課長、業務指導監、課長補佐、副参事及び経営企画員</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理</u>、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、副救命救急センター長、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、参事及び副参事</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
(略)	<u>土木部都市局営繕課 南魚沼市浦佐4008番地</u> <u>魚沼基幹病院建設現</u> <u>場事務所</u>
(略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)